

入札心得

高知県議会事務局議事課

(目的)

第1条 令和5年度高知県議会モバイル回線利用業務契約に係る一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 当該入札に参加できる者は、当該入札公告に定める入札参加資格者として確認された者とする。

また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に規則第9条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条の規定により免除された場合は、この限りではない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、当該入札公告に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

- 2 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。
- 3 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。
- 4 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。
- 5 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

(入札の基本的事項)

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

- 2 入札書の金額は初期費用及び回線利用料の合計額を記入し、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。

- 3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
- 4 入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。
- 5 入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。
- 6 次の場合には、入札は行わない。
 - (1) 当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき
 - (2) 入札参加者が1者もいなくなったとき

(公正な入札の確保)

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。
- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
 - (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

- 第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。
- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書。
 - (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
 - (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書、金額を絵取った入札及び不鮮明な入札書
 - (4) その他、入札の諸条件に違反した入札書

(失格の入札)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者のした入札
 - (4) 所定の入札箱に投かんしない入札
 - (5) 明らかに談合によると認められる入札

(落札者の決定方法)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(落札宣言)

第12条 落札となる入札があったときは、契約対象件名、入札書記載金額に100分の10を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。

(同額等の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定方法)

第13条 落札となるべき同額の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 3 入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものとして取り扱う。

(再度入札等)

第14条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 再度入札は、2回(初度入札を含め3回)まで行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。
 - (1) 入札を辞退した者
 - (2) 入札辞退として取り扱われた者
 - (3) 入札の結果失格となった者
- 4 再度入札によっても落札となるべき入札がないときは、在席する入札者と随意契約の折衝を行うことがある。

(契約保証金)

第15条 落札者は、契約の締結に際し、規則第39条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

- 2 落札者は、契約保証金の免除(規則第40条第6号による場合を除く。)又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(契約書の提出)

第16条 落札者は、落札後において交付された契約書に記名、押印し、契約担当機

関に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第17条 入札者は、入札後この心得、入札公告等にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札記録)

第18条 入札結果は、入札記録にとりまとめて公表する。